

## 第5 防火対象物の床面積及び階等の取扱い

### 1 建築物の棟、床面積及び階の取扱い

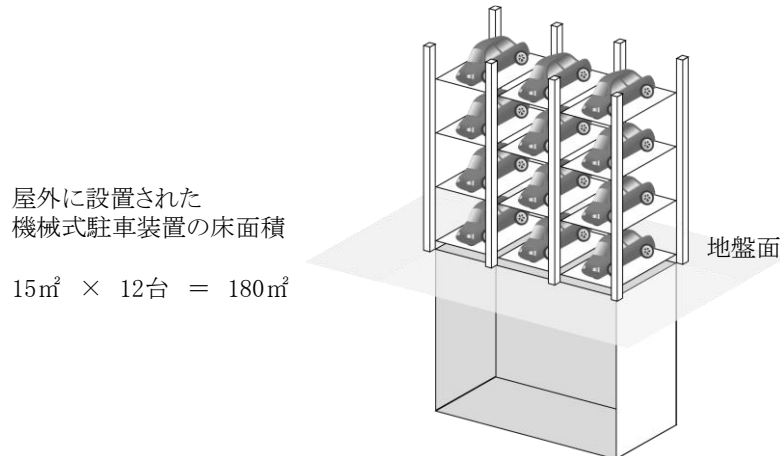
建築物の棟、床面積及び階の取扱いは、建築基準法令よるほか次の通知等を参考とすること。

- (1) 昭和26年3月6日建設省住防発第14号「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」（第7章資料25）
- (2) 昭和35年12月8日建設省住発第368号「吊上式自動車車庫の取扱いについて」（第7章資料26）
- (3) 昭和61年4月30日建設省住指発第115号「床面積の算定方法について」（第7章資料27）
- (4) 平成12年6月1日建設省住指発第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」（第7章資料28）
- (5) 社団法人日本建築士会連合会編集・発刊「床面積の算定方法の解説」（建設省住宅局建築指導課監修）
- (6) 一般財団法人建築行政情報センター発行「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」（日本建築行政会議編集）

### 2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

1によるほか、次によること。

- (1) 政令別表第一に掲げる用途に供される防火対象物の床面積は、次の算定方法によること。
  - ア 建築物以外の防火対象物（以下「工作物等」という。）又はその部分の床面積は、建基政令第2条第1項第3号の規定に準じ、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定すること。
  - イ アにかかわらず、屋外に設置される機械式駐車装置の床面積は、建基政令第2条第1項第5号の規定に準じ、15㎡に当該機械式駐車装置に収容することができる台数を乗じて算定すること（第5-1図参照）。



第5-1図 機械式駐車装置の床面積

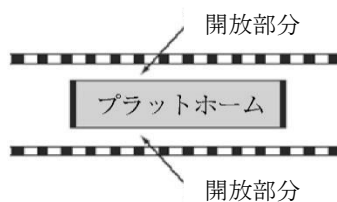
ウ アにかかわらず、駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

- (7) 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。）（第5-2図参照）

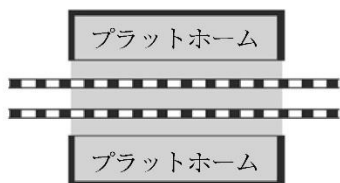
① 延長方向1面開放の例



② 延長方向2面開放の例



③ ( ) 書きにより床面積に算入される場合の例

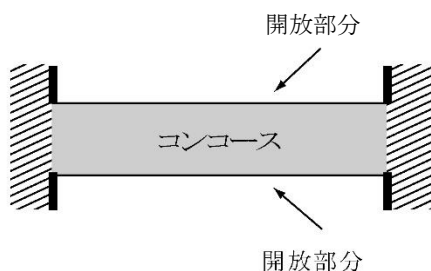


- ※ 部分は、屋根が架かっている部分を示す。
- 部分は、軌道部分を示す。
- 部分は、非開放部分を示す。

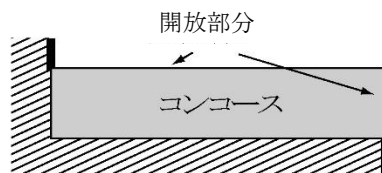
第5-2図

(イ) 2面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く(第5-3図参照)。

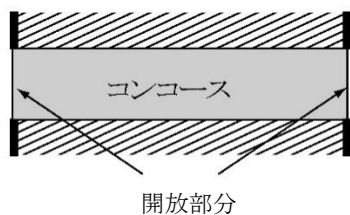
① 2面開放の例その1



② 2面開放の例その2



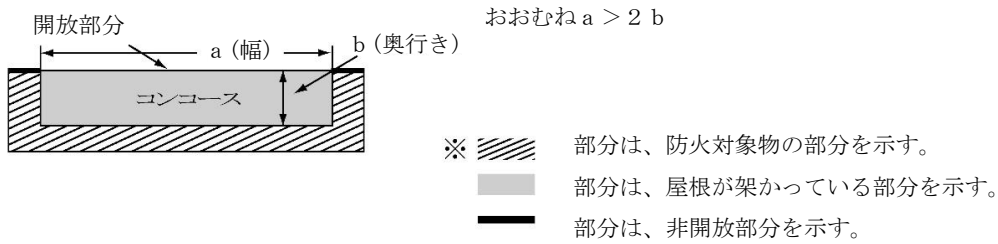
③ ただし書きにより算入される場合の例



- ※ 部分は、防火対象物の部分を示す。
- 部分は、屋根が架かっている部分を示す。
- 部分は、非開放部分を示す。

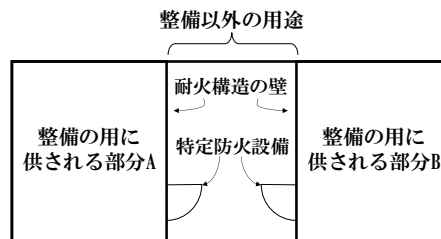
第5-3図

(ロ) 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上あるコンコース(第5-4図参照)



第5-4図

- エ 地下駅舎の床面積は、アによるほか次により算定すること。
- (7) 改札口内にあつては、軌道部分を除き、全てを算入する。
  - (8) 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分算入すること。  
ただし、20m以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。  
※ 誘導灯及び放送設備については、20mを超える部分にあつても、必要となるので注意すること。
- オ ラック式倉庫にあつては、第2章第3節第6「倉庫に係る防火安全対策」.4によること。
- カ 観覧場で、観覧席の1面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあつては、当該観覧席の部分を含むものであること。
- キ 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖又は作動する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとするものであること。
- ク 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあつての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。  
※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。
- ケ 階に対する消防用設備等の規定の適用にあつて、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。
- (2) 次に掲げる規定を適用する特殊な用途に供される部分の床面積等は、次に示す算定方法によること。
- ア 政令第13条第1項第4欄に掲げる「自動車の修理又は整備の用に供される部分」
- (7) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。
  - (8) 自動車の修理又は整備に必要な倉庫や油庫は、床面積に算入すること。ただし、事務所は算入しないものとする。
  - (9) 自動車の修理又は整備の用に供しない部分を介して2箇所以上の自動車の修理又は整備の用に供される部分が存する場合は、整備の用に供される部分と整備の用に供しない部分を耐火構造の壁又は特定防火設備で区画した部分ごとに算定すること（第5-5図参照）。

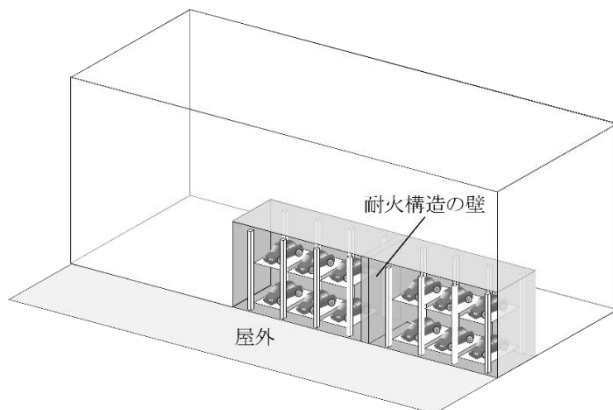


第5-5図 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定

- イ 政令第13条第1項第5欄、政令第21条第1項第13号、条例第40条第1項第1欄第2号及び条例第45条

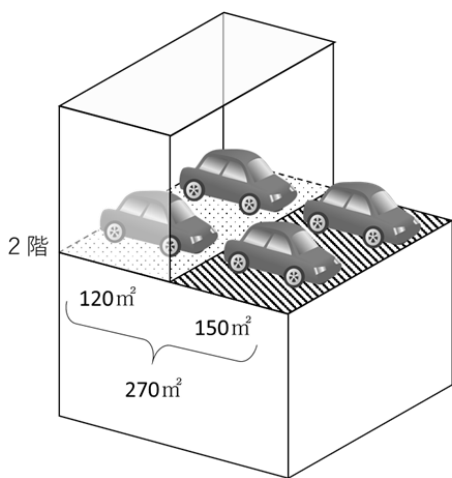
の2に掲げる「駐車のために供される部分」及び「駐車のために供する部分」

- (7) 前ア(7)及び(8)を準用する。
- (4) 高架下建築物等にあつては、第2章第4節第2「高架下建築物等」.5によること。
- (8) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させるもの（以下「機械式駐車装置」という。）を複数設置した場合の収容台数の算定方法は、次によること。
  - a 屋内（直接外気に接し、常時開放されている部分を含む。(4)において同じ。）においては、一の駐車のために供する部分内に設置された機械式駐車装置の収容台数を合計すること。
  - b aにかかわらず、機械式駐車装置の出入口面が直接外気に接し、常時開放されている場合で、機械式駐車装置の相互間に、開口部のない耐火構造の壁により延焼防止措置がなされている場合、機械式駐車装置ごとに収容台数を算定すること（図5-6参照）。



第5-6図 収容台数を合計しない例

- c 屋外においては、機械式駐車装置相互の間隔が1m以下の場合、機械式駐車装置の収容台数を合計すること。
- d cにかかわらず、屋外で機械式駐車装置の相互間に防火壁等により延焼防止措置がなされている場合、機械式駐車装置ごとに収容台数を算定すること。
- (4) 屋内の部分と屋上の部分が一体的に駐車のために供される場合（2階以上の部分に限る。）は、屋内における駐車のために供される部分の床面積を200㎡で除した値と、屋上の部分における駐車のために供される部分の床面積を300㎡で除した値の合計が1以上であれば、政令第13条第1項第5欄の規定に基づき水噴霧消火設備等を設置すること（第5-7図参照）。



[計算例]  
 $\frac{120\text{㎡}}{200\text{㎡}} + \frac{150\text{㎡}}{300\text{㎡}} = 0.6 + 0.5 = 1.1 \geq 1$   
 よってこの場合、屋上部分、屋内部分どちらにも政令第13条第1項第5欄を適用する。

 屋内の駐車のために供される部分
  屋上の駐車のために供される部分

第5-7図 屋内と屋上が一体的に駐車のために供される部分

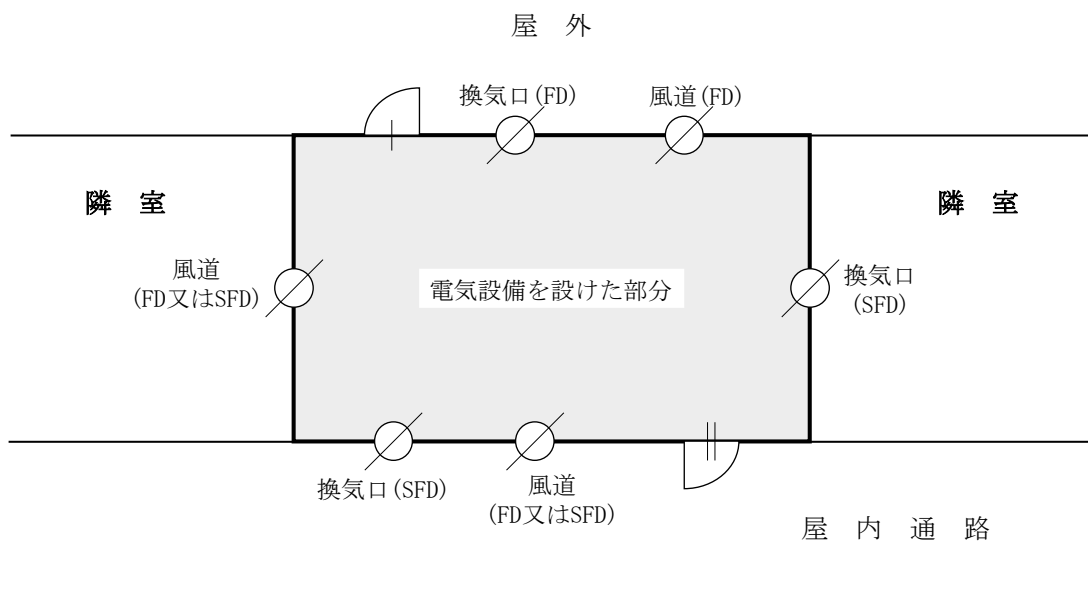
ウ 政令第13条第1項第6項に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項にお

いて「電気設備」という。)が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下この項において「鍛造場等」という。)」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋上等に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次の(イ)によること。

(イ) 不燃区画された部分の場合(第5-8図参照)

不燃材料の壁、柱、天井(天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ)、床で区画された部分(以下この項において「不燃区画」という。)の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- a 屋内に面する出入口、窓、換気口(ガラリ等)等の開口部には、建基政令第112条第19項第2号に規定する防火設備(出入口、窓等にあつては、防火戸に限る。)が設けてあること。
- b 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第112条第21項に規定する構造の防火設備が設けてあること。
- c 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。



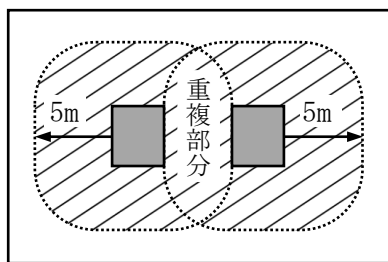
- (凡例) **—** : 不燃区画    **—** : 壁    **⊗** : 防火ダンパー    **⌞** : 防火戸(随時閉鎖)
- ⌞** : 防火戸(常時閉鎖、又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖若しくは作動するもの)
- FD : 火災により急激に温度が上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの
- SFD : 火災により煙が発生した又は温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの

第5-8図 不燃区画された部分の場合の例

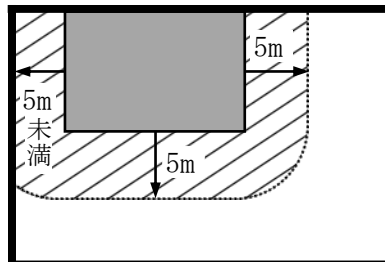
(イ) 水平投影による部分の場合(第5-9図参照)

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分(以下この項において「水平投影による部分」という。)の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。


- a 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積(水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。)とすること。
- b 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあつては、前(イ)による防火設備が設けられていること。


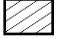


(例1：重複部分がある場合)



(例2：耐火有効壁がある場合)

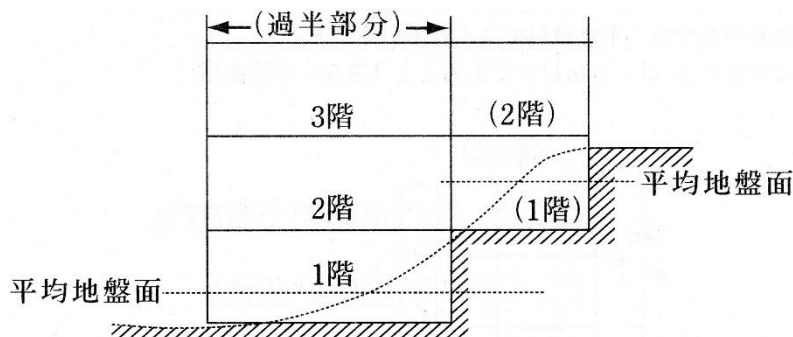
(凡例) — : 不燃区画    ■ : 耐火構造の壁    ■ : 電気設備等の据え付け部分  
 : 水平投影による部分

※ 床面積の算定は  (据え付け部分) と  (水平投影による部分) の合計とすること (重複部分は加算しない)。

### 第5-9図 水平投影による部分の場合の例

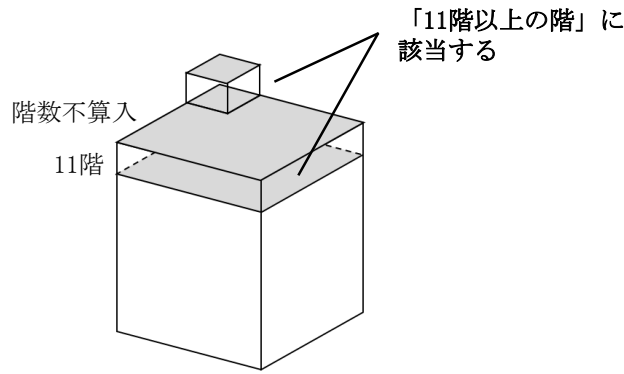
## 3 消防用設備等の設置にあたっての階数及び階の取扱い

- (1) 消防法令上の階数の算定は、1によるほか、次によること。なお、消防法令に「○階」(○は数字)と規定されているものは、階数に算入される階をいう。
  - ア 工作物等の階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号の規定に準じて算定すること。
  - イ アにかかわらず、屋外に設置される機械式駐車装置の階数は1とし、地上1階とみなす。
  - ウ 平均地盤面が異なる場合、防火対象物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること(第5-10図参照)。

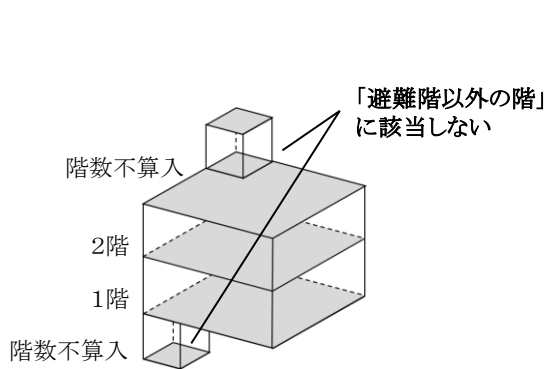


第5-10図

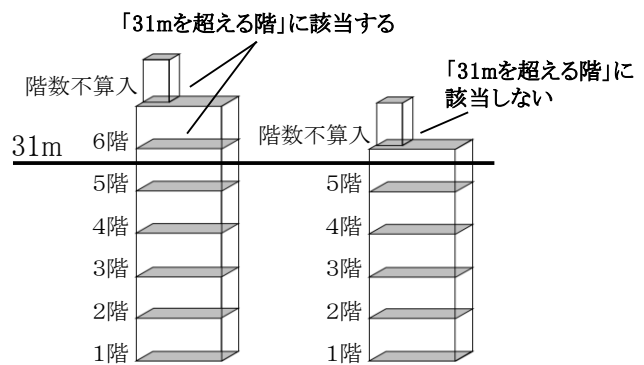
- (2) 消防法令上の階に係る規定(階数に係るものを除く。)は、階数に算入されない階にも適用する(第5-11図参照)。
- (3) 階数に算入されない階の消防用設備等の設置は、第2章第1節第9「消防用設備等の設置」. 2によること。
- (4) (2)にかかわらず、階数に算入されない階は、政令第21条第1項第7号及び省令第23条第4項第7号に規定する「避難階以外の階」には該当しない(第5-12図参照)。
- (5) (2)にかかわらず、条例第39条第1項第5号及び第40条第1項第4欄に規定する「31mを超える階」は、階数に算入される階が31mを超える場合に該当し、当該消防用設備等の設置が義務付けられる。この場合、階数に算入されない階にも消防用設備等の設置が義務付けられる(第5-13図参照)。



第5-11図 階数に算入されない階



第5-12図 避難階以外の階



第5-13図 31mを超える階

(6) 条例第39条第1項第5号又は条例第40条第1項第4欄における「地盤面からの高さ」とは、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から、階の床面（フロアレベル：仕上げ面）までの高さをいう。

なお、建築物の階のうち、同一階に、地盤面から床面までの高さが31mを超える部分と超えない部分がある場合は、当該階全体を31mを超える階として取り扱う。